

第2章

いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

（自然と都市と市民生活が調和した安心・快適都市の形成）

2-1-1 親しみと安らぎのある水辺の整備

《現状と課題》

本市における河川の水質は徐々に改善されているものの、都市化の進行に伴う生活排水が、依然として河川の水質へ大きな負荷を与えています。また、土地利用の変化等により、流域の持つ保水・遊水機能が低下し、河川の平常時流量が減少するなど自然が本来備えていた水循環系のバランスが崩れています。

一方、平成9年に河川法が改正され、その目的に河川環境の整備と保全を図ることが追加されたことなどを受けて、本市においても多自然川づくりを推進してきましたが、多くの川はコンクリート等で整備されたままで、市民が水と親しめる空間は希少なものとなっています。

こうしたことから、水質のさらなる改善や河川の平常時流量の確保などにより、健全な水循環系を再生するとともに、親水性や多様な生物の生息など河川が本来持っていた様々な機能を復元し、市民が親しみと安らぎを感じられる水辺環境を創出することが求められています。また、公共的に使用できる空地が減少していることから、調整池^(注22)を市民が自然に親しむことのできる水辺空間として、有効活用していくことも課題です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

健全な水循環系が再生されるとともに、市民が親しみと安らぎを感じられる河川や調整池等の水辺空間が確保されている状態

〔施策の方針〕

市民が親しみと安らぎを感じる水辺環境を創出するため、「水循環系再生行動計画」にもとづいて健全な水循環系の再生を図るとともに、多自然川づくりを推進します。

また、調整池を活用した水辺空間等の整備についても検討を行います。

《施策の方向》

施策1) 清らかで豊かな流れの創出

河川の流域ごとに策定された「水循環系再生行動計画」にもとづき、水質のさらなる改善を図るため、生活排水対策等を推進します。また、河川の平常時流量を確保するため、公共施設のみならず各家庭においても、雨水浸透施設の設置や透水性舗装材の使用等により土地の保水機能を高める雨水浸透を推奨します。

〔主な取り組み〕

- ・ 雨水浸透施設の整備促進
- ・ 透水性舗装の整備推進

施策2) 自然を活かした水辺の整備

市民が親しみと安らぎを感じる水辺環境を創出するため、散策路や親水空間等を施した多自然川づくりを推進します。また、平常時における調整池の有効利用を図るため、地域住民との協働により、市民が維持管理に関わることができる機会の創出や市民が親しめる水辺空間としての整備について検討します。県事業として進められている海老川調節池^(注23)については、市の中心部に近い特性を活かし、海老川上流地区のまちづくりに配慮しながら、水と緑と人が生き生きとふれあえる大きな広場としての整備が図られるよう協議を進めます。

〔主な取り組み〕

- ・ 多自然川づくりの推進
- ・ 調整池の有効利用の検討
- ・ 海老川調節池の多目的利用の促進

2-1-2 豊かな緑の保全と創出

《現状と課題》

都市化の進行によって本市の緑地面積は年々減少しており、300 m²以上の樹林地については、平成2年には860haありましたが、平成16年には657haと約200ha減少しています。また、一人当たりの都市公園面積は、平成2年度の1.70 m²から平成22年度には2.84 m²と約1.14 m²増加してはいるものの、全国平均から見ると高い水準とはいえません。

こうした状況に対して、緑豊かな都市を実現するため、「船橋市緑の基本計画改定版」にもとづいて市内に残る貴重な緑地の保全を図るとともに、市民の憩いの場となる公園等を整備することが求められています。また、身近な緑の創出や維持管理を図るためには、市民団体等による自主的な緑化活動の支援や、市民等と連携した緑の保全と創出・育成が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

都市緑地・公園等の整備や身近な緑の創出により、緑豊かな都市が形成されている状態

〔施策の方針〕

緑豊かな都市を形成するため、公園が充実したまちづくりや、市内に残る貴重な自然林・緑地及び身近な緑の保全・創出を推進します。さらに、市内を広域的に結ぶ水と緑のネットワーク^(注24)を形成するとともに、市民等との連携によって、質の高い緑の維持管理に努めます。

《施策の方向》

施策1) 公園緑地の整備

緑の保全を図るとともに市民の憩いの場を確保するため、都市の中の身近な公園・緑地や、市民のレクリエーション需要に応える大規模な公園の整備に努めます。特に、歩いて行ける範囲にある中規模な公園を整備し、都市の快適性や都市防災に寄与する公園が充実したまちづくりを推進します。

〔主な取り組み〕

- ・公園緑地の整備
- ・防災公園の整備
- ・アンデルセン公園の整備
- ・市民参加の公園づくり
- ・公園緑地・街路樹等の維持管理

施策2) 都市緑化の推進

市民が身近な生活の中で豊かな緑を感じられるよう、公共施設や民有地において景観木や生垣等による立体的な緑の創出を積極的に進めます。また、緑化重点地区を設定し、重点的に緑化の推進を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・街路樹による緑化
- ・景観木・生垣による緑のまちづくり
- ・緑化重点地区における緑化の推進

施策3) 市民等との連携による緑の保全と創出

緑の保全・創出・育成を図るため、市民等との連携により新たな緑を創出するとともに、質の高い緑の維持管理を図ります。また、花と緑にあふれた都市づくりを推進するため、緑化に関する情報を提供するとともに、市民等による自主的な緑化活動を支援し、花と緑を育てていきます。

〔主な取り組み〕

- ・市民・企業（事業者）との連携による緑化推進
- ・市民参加による緑の保全・活用・管理
- ・市民による花いっぱいまちづくりの推進

施策4) 樹林地等の保全対策の推進

緑を将来に継承するため、良好な景観形成に寄与する斜面林や里山の樹林、水系と一体となって生物を支えている樹林地等の保全に努めます。また、水と緑のネットワークを形成する南北環境軸^(注25)における斜面林や、クロマツやタブノキを中心とした緑の東西軸^(注26)の樹林については、重要な緑として位置づけ保全・活用していきます。

〔主な取り組み〕

- ・指定樹林等の制度による樹林等の保全
- ・市民の森制度による樹林等の保全・活用
- ・森林ボランティア等による里山の樹林保全活動の促進

2-1-3 自然と共生したまちづくり

《現状と課題》

市内では樹林地や湿地（干潟、川辺、水田、湧水周辺等）、それらを含む里山等の動植物の生息・生育場所が都市化の進行に伴い減少しているだけでなく、外来生物等により生息・生育環境の質が悪化しており、確認された動植物の種の数も減少しています。また、気候変動や環境汚染による生物への影響が懸念され、生物多様性^{（注27）}や生態系^{（注28）}の多面的機能を保全・再生していこうという動きが全国的に高まっており、本市においても「ふなばし三番瀬^{（注29）} クリーンアップ^{（注30）}」等、市民とともに三番瀬の保全・再生を図る取り組み等を進めています。さらに、環境と共生した自然豊かなまちづくりや景観に配慮したまちづくりを進めるため、「船橋市環境共生まちづくり条例」等にもとづき開発等の規制・誘導を実施しています。

こうした状況の中、豊かな生物多様性と自然の恵みを未来へつないでいくためには、市内に残された樹林地や湿地等の多様な動植物が生息・生育できる場を保全するとともに、その環境の質の維持・回復を図っていくことが求められています。

また、三番瀬を生物多様性が豊かな里海^{（注31）}として再生し、未来へ引き継ぐため、保全・再生に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、千葉県及び関係自治体（浦安市、市川市、習志野市）との連携の強化により広域的な課題の解決を図っていく必要があります。

さらに、今後も自然と共生したまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政の協働で取り組んでいくことが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民、事業者、行政の協働により、樹林地や湿地、三番瀬等の貴重な自然が保全・再生され、人と自然が共生したまちづくりが実現されている状態

〔施策の方針〕

人と環境が共生した自然豊かなまちづくりを実現するため、生態系の多様な機能やその価値に配慮して、生物多様性の確保に向けた取り組みや三番瀬の保全・再生を行うとともに、「船橋市環境共生まちづくり条例」等にもとづき環境と調和したまちづくりを目指します。

また、動植物の生息・生育環境を考慮して、樹林地・湿地等の自然環境や、河川・街路樹・公園等の要素を有機的につないだ生態系ネットワークの形成に取り組みます。

《施策の方向》

施策1) 生物多様性の確保

多様な動植物が生息できる自然環境を保全・回復し、生物多様性を確保するため、自然環境調査を実施し、希少な動植物や外来生物等に関する情報の把握及び提供を行います。また、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な事項を定めた生物多様性地域戦略^{（注32）}を策定します。さらに、市民や事業者等多様な主体との連携により、樹林地や湿地、それらを含む里山等の保全・活用の取り組みを進めます。

〔主な取り組み〕

- ・ 自然環境調査
- ・ 生物多様性地域戦略の策定
- ・ 里山の保全・活用の取り組みの推進

施策2) 三番瀬の保全・再生

三番瀬の豊かな生態系を将来の世代に残し干潟の恵みを享受できるよう、関係自治体と連携し、ラムサール条約^(注33)への登録を推進しつつ、干潟への負荷の抑制、三番瀬の自然環境や漁場の保全・再生・利用を図ります。また、市民が自然に親しみながら干潟の生物や水鳥の観察等の環境学習が行えるよう、「ふなばし三番瀬海浜公園」を含め三番瀬全体を体験型環境学習の場として活用します。

〔主な取り組み〕

- ・三番瀬の保全・再生・利用の推進
- ・三番瀬における環境学習の推進

施策3) 環境と調和したまちづくり

環境と共生する豊かなまちづくりを進めるため、地域の自然環境と宅地や都市の整備・開発事業との調和を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・「船橋市環境共生まちづくり条例」等による開発等の規制・誘導

2-2-1 環境負荷の少ないまちづくり

《現状と課題》

本市では大気の状態や河川の水質は改善されつつあるものの、光化学スモッグや海域・地下水等において、依然として環境基準を達成していない項目があります。

また、ライフスタイル（生活様式）の多様化等に伴って、生活騒音等日常生活に起因する環境問題が顕在化しており、近隣同士のトラブルの原因となることもあります。

さらに、地球温暖化問題のように、一人ひとりの生活や事業活動そのものが直接的・間接的に地球規模の環境悪化に影響を与えているものもあります。

こうした状況の中、大気や水等の地域環境への負荷を低減するため、汚染物質を排出する事業所等に対する適正な規制・指導と、継続的な監視体制の確立が求められています。

また、日常生活に起因する環境問題は法令等による規制の対象外であることから、苦情の発生等を未然に防ぐため、市民等への広報活動の強化を通じて地域の生活環境保全に対する意識啓発に努める必要があります。

さらに、温室効果ガスの排出抑制について、市民や事業者一人ひとりが自ら行動できるよう、各種の取り組みを進めていく必要があります。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境への負荷の低減に努め、公害のない、恵み豊かな環境が未来の世代に受け継がれている状態

〔施策の方針〕

環境への負荷を低減し、安全な生活環境を保全するため、市民、事業者、行政が協力し合うことにより環境保全体制の充実を図るとともに、健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある公害の未然防止に取り組みます。また、かけがえのない地球環境を保全するため、地球温暖化対策を進めるとともに、限りある資源の効率的な利用やエネルギー使用の削減を図ります。

さらに、清潔・安全で快適なまちづくりを推進するため、市民の手による清掃活動を実施します。

《施策の方向》

施策1) 環境保全体制の充実

各種環境保全の取り組みを総合的に推進する「船橋市環境基本計画」を実効性のあるものとするため、市民、事業者、行政等が広く連携協力体制を確立し、環境保全の取り組みを進めます。また、広報やホームページ等を活用して環境情報を提供します。さらに、一人ひとりによる環境を守るための自主的な活動を促進するため、家庭、学校、公共施設等において環境学習・環境教育を積極的に展開します。一方、事業者に対しては、環境管理システムの導入を促進します。

〔主な取り組み〕

- ・「船橋市環境基本計画」等の進行管理
- ・環境学習の推進

施策2) 地域環境への負荷の低減

良好な大気環境の保全のため、大気汚染状況の常時監視、自動車や工場における大気汚染物質の削減対策等を行います。また、公共用水域の水質向上のため、川や海の常時監視、生活排水対策や事業所等における水質汚濁物質の削減対策、地下水の保全等を行います。さらに、事業活動や社会活動に起因する生活環境問題を未然に防止するため、土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭・地盤沈下等の防止対策を行うとともに、市民等からの公害苦情に対する適正処理に努めます。

〔主な取り組み〕

- ・自動車公害対策の推進
- ・監視体制の整備及び結果の公表
- ・土壌汚染対策の推進

施策3) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を地域から推進するため、「船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」にもとづき、地球温暖化防止のための意識啓発や再生可能エネルギーの導入、省エネルギーへの取り組みを進めます。

また、市の事業の実施にあたり、「船橋市地球温暖化対策実行計画（第3次ふなばしエコオフィスプラン）」にもとづき、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・「船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の推進
- ・「船橋市地球温暖化対策実行計画（第3次ふなばしエコオフィスプラン）」の推進

施策4) まちの美化の推進

清潔・安全で快適なまちづくりを推進するため、市民、事業者との協力・連携のもと、道路上に散乱しているごみの清掃活動や、路上喫煙、ポイ捨て防止のための啓発・パトロールを行います。

〔主な取り組み〕

- ・「船橋をきれいにする日」・「クリーン船橋530」の開催
- ・路上喫煙及びポイ捨ての防止に向けた啓発等の実施

2-2-2 循環型社会の構築

《現状と課題》

市内のごみ収集量や1人1日当たりのごみ発生量は減少傾向にあり、平成23年7月に行われた「船橋市ごみ処理・資源化に関するアンケート調査」でも、ごみの減量に対する市民意識が以前より高まっています。ただし、リサイクル率については、近年おおむね横ばいで推移しています（平成22年度は20.8%）。

また、平成20年に「船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」を施行し、市民生活や事業活動に伴って排出されるごみの減量化及び資源化や、その適正処理に努めてきました。

こうした状況の中、より効率的で環境への負荷が少ないごみ収集・処理体制を整備するためには、新たな分別方法を含めたごみの分別・収集ルールの適正化を図り、市民の理解と協力を得ることが求められています。また、市民や事業者等に対する意識啓発等を通じ、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進することが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

3R（リデュース^{（注34）}・リユース^{（注35）}・リサイクル^{（注36）}）の総称）の推進により、大量消費・大量廃棄のライフスタイル（生活様式）から、限られた資源を効率的・有効的に利用するライフスタイルに移行し、持続可能な循環型社会が実現している状態

〔施策の方針〕

環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、まず発生抑制（リデュース）し、抑制できなかったものについては再使用（リユース）を行い、それでも発生した廃棄物については再生利用（リサイクル）するという考え方にもとづき、市民生活や事業活動における廃棄物の最小化を推進します。

また、ごみの適正かつ効率的な処理を実現するため、ごみ処理体制の整備・充実を図ります。

《施策の方向》

施策1) ごみ減量化・リサイクルの促進

循環型社会の構築のため、「船橋市一般廃棄物処理基本計画」にもとづいて、ごみの発生抑制・再使用によって、ごみとして処理・処分する量を極限まで減らすとともに、再生利用を推進します。また、産業廃棄物の排出抑制及び適正処理のため、収集運搬業者や処分業者の許認可業務、及び排出事業者、収集運搬事業者、処分業者への指導・監督を行います。さらに、不法投棄等の不適正な行為を防止するため、監視の強化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・「船橋市一般廃棄物処理基本計画」の進行管理
- ・リデュース・リユース・リサイクルの意識啓発
- ・有価物及び資源ごみ回収の推進
- ・産業廃棄物の適正処理の推進

施策2) ごみ処理体制の整備・充実

資源ごみの回収をより一層推進するため、ペットボトルのステーション回収をはじめとする多様な分別・収集を推進します。また、ごみ処理施設の整備・充実を図る一方、環境負荷の低減を目指して、西浦資源リサイクル施設の建設や、老朽化が著しい北部清掃工場及び南部清掃工場の施設の更新を行います。

〔主な取り組み〕

- ・ 北部清掃工場の建替
- ・ 南部清掃工場の建替
- ・ 西浦資源リサイクル施設の建設

2-2-3 汚水処理体制の充実

《現状と課題》

公共下水道は、生活環境の向上、浸水被害の軽減、公共用水域^(注37)の水質保全等、衛生的で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない都市施設です。

本市の下水道計画は、市域の約83%に当たる7,110haを整備の対象としており、平成22年度末で下水道普及率は73%を達成しましたが、依然として未整備の区域が残っています。一方、下水道が利用できない区域では浄化槽による汚水処理を実施し、西浦処理場でし尿や浄化槽汚泥の処理を行っています。

下水道事業では、東京湾の富栄養化対策として窒素・リンを除去する高度処理を西浦・高瀬下水処理場で実施し、さらに雨天時の放流水による公共用水域の汚濁を防止するため、合流式下水道の改善対策を図っています。また、施設の増設や老朽化施設の改築・更新を進めているところです。

こうした状況の中、公共用水域の水質改善を図るため、下水道普及率のさらなる向上が求められるとともに、下水道が普及していない区域にあっては、生活排水の適正な処理を行うことが必要となっています。

今後、下水道資産の有効利用や、施設の安全性を確保した計画的な維持管理が重要な課題となることから、コストの縮減を図り、効率的な経営に努める必要があります。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

公共用水域において良好な水質が保全され、快適な生活環境が創出されている状態

〔施策の方針〕

下水道の効率的な整備を促進し、さらなる普及率向上に努めるとともに、計画的で適正な維持管理を行うことで機能保全とコスト縮減を図ります。また、し尿及び生活排水を適正に処理するため、し尿収集・処理体制の充実を図るとともに、高度処理型合併処理浄化槽^(注38)の普及と適正な維持管理のための啓発等に努めます。

《施策の方向》

施策1) 下水道の整備と管理

快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備及び老朽化した施設の更新を進めるとともに、事業に対する市民の理解・協力が得られるよう市民への説明や啓発を充実します。

また、健全な下水道経営のため、効率的・効果的な事業推進や社会情勢の変化への対応、適正な維持管理に向けた下水道計画の策定・見直しを行います。

〔主な取り組み〕

- ・ 公共下水道の適正な計画にもとづく整備
- ・ 下水道の維持管理と経営の効率化
- ・ 下水道施設の生涯コストを見据えた長期的な補修・更新計画の推進

施策2) し尿処理体制の充実

し尿及び生活排水の適正な処理により衛生的な環境を確保するため、し尿の効率的な収集や、処理施設の維持管理の適正化を図ります。また、衛生的な生活環境の確保と公共用水域における水質汚濁防止のため、高度処理型合併処理浄化槽の普及を図り、適正な維持管理が行われるよう指導・啓発を行います。

〔主な取り組み〕

- ・ し尿の収集・処理
- ・ 高度処理型合併処理浄化槽の普及促進

2-3-1 市民の安全・安心を守る災害対応の充実

《現状と課題》

東日本大震災を契機として、津波や液状化、帰宅困難者の発生など、新たな課題が浮き彫りになりました。大規模な災害への備えに対する市民の関心や意識もかつてないほど高まっています。災害による被害を減らすためには、耐震化等都市基盤の強化のほか、各家庭での自助の備えや地域での取り組みが必要ですが、地域によって防災に対する取り組みに格差が生じています。

また、河川や排水施設の流下能力が不足していることから、近年増加傾向にある集中豪雨や大雨等によって、低地部等では水害が発生しています。

こうした状況の中、災害発生時に迅速かつ円滑な対応を行うためには、本市における防災対策の核となる「船橋市地域防災計画」の改定と適時修正を東日本大震災の教訓を踏まえて行うこと、自然災害や緊急事態への危機管理体制の整備を進めること、職員や市民が的確に対応できるように知識の普及啓発を図ること、自治体間や事業者等との協力体制を強化することなどが必要です。また、災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、公共建築物や橋りょう・下水道の耐震化を進めるとともに、治水安全度の向上を図ることが必要です。さらに、自主防災組織の結成率を高め、市民一人ひとりが効果的な活動を行うことにより、地域防災力を向上させることが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

治水や耐震強化等の防災対策や、地域での相互協力体制の充実が図られることによって、災害に対して備えのある安全で安心な暮らしが確保されている状態

〔施策の方針〕

災害に備えのある安全で安心な暮らしを確保するため、治水や耐震強化等により災害時の減災に向けて都市防災機能の向上を図るとともに、市民の防災意識及び災害対応力の向上を図ります。

また、災害発生時に迅速かつ円滑な対応を行うため、近隣自治体や関係機関等を含めた防災体制の整備・充実を図ります。

《施策の方向》

施策1) 防災意識・災害対応力の向上

災害時の被害を最小限に抑えるため、液状化現象、建物被害、水害・土砂災害の危険性などを予測した地域別防災カルテに津波のシミュレーションを加えて公表し、防災対策に役立ててもらうほか、市民の防災に関する情報や知識の普及啓発を進めます。また、地域において防災活動を担う中核的な人材となる地域防災リーダーの養成や、学校や地域等、様々な場所での防災訓練の実施などを通じて、市民と職員の防災意識と災害対応力の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

〔主な取り組み〕

- ・ 自主防災組織の強化と充実
- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 中学生向け防災学習の実施
- ・ 職員の防災士資格の取得促進

施策2) 防災体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な活動を実施するため、東日本大震災の教訓を踏まえて「船橋市地域防災計画」等の改定と適時修正を行い、応援協力体制の強化や、帰宅困難者や災害時要援護者への対応を含む被災者支援の推進、防災備蓄の充実や公園・防災協力農地を含む避難場所や避難所の整備等を進め、防災体制の充実に図ります。特に、小・中学校、公民館等の避難所予定施設^(注39)については、耐震化を進めます。

また、災害発生時に正確かつ迅速に情報を伝達するため、防災行政無線やインターネット等の活用を進めるなど、情報連絡体制を充実・強化します。

あわせて、大規模地震発生時に必要な応急対策業務、復旧・復興業務のほか継続すべき通常業務を行いながら、優先度の高い業務から段階的に回復させていくための業務継続計画（BCP）を策定します。

〔主な取り組み〕

- ・「船橋市地域防災計画」等の改定と適時修正
- ・災害時応援協定締結の促進
- ・帰宅困難者対策の推進
- ・小・中学校、公民館等の避難所予定施設の耐震化推進
- ・災害時要援護者対策の充実
- ・防災備蓄の充実
- ・公園等における防災機能の充実
- ・災害時における業務継続計画（BCP）の策定

施策3) 都市防災機能の向上

災害による被害を最小限にするとともに、災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、公共建築物や橋りょう・下水道の耐震化を進めます。また、民間の住宅及び特定建築物に対しても耐震診断や耐震改修工事を促し、耐震化率の向上を図ります。さらに、住民の生命・財産を守るため、大地震や大雨により被害が想定されるがけ地等の土地に対し、必要な対策を講じます。

〔主な取り組み〕

- ・公共建築物の耐震化推進
- ・民間の住宅及び特定建築物の耐震化促進
- ・落橋防止（橋りょう耐震化）の推進
- ・下水道施設の耐震化の推進

施策4) 治水対策の推進

1時間に50ミリの降雨でも水害が起きないようにするため、河川の改修や下水道による雨水管の整備及び雨水貯留浸透施設の整備等を推進します。また、海老川では河川改修と合わせ、調節池の整備を図ります。さらに、集中豪雨や大雨時における水害を軽減するため、河川の浚渫や排水施設の清掃等の適正な管理に努めます。

〔主な取り組み〕

- ・河川の改修
- ・下水道による雨水管の整備
- ・雨水貯留浸透施設の整備
- ・河川排水路の維持管理
- ・海老川調節池の整備（県事業）

2-3-2 犯罪のないまちづくり

《現状と課題》

本市における刑法犯認知件数は平成15年をピークにそれ以降は減少していますが、一部の犯罪については増加傾向にあります。また、町会・自治会における防犯パトロール隊の結成率は年々増加しているものの、近年伸び率は減少しています。

一方、市では市民の安全の確保と防犯意識の向上を目的として、ホームページや携帯電話をはじめとする各種媒体を通じて防犯情報等を提供しています。

こうした状況の中、治安に対する市民の不安感は必ずしも刑法犯認知件数の減少に見合ったものとはなっておらず、市民、事業者、警察及び行政との連携による防犯対策の推進や、犯罪防止のための効果的な情報提供が求められています。また、地域における安全を守るためには、市民による自主防犯活動を促進することが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

治安に対する市民の不安感が減少し、安全で安心して生活できる地域社会が実現している状態

〔施策の方針〕

安全で安心な地域社会を実現するため、市民、事業者、警察及び行政が犯罪のないまちづくりにおいて求められる役割を分担するとともに、連携して、防犯対策の推進と防犯に対する意識の向上を図ります。また、市民による自主防犯活動を支援します。

《施策の方向》

施策1) 防犯体制の充実

防犯意識の啓発及び犯罪の抑止を図るため、市民安全パトロールカーによるパトロールや、学校や警察から寄せられた防犯情報、不審者情報等の市民への提供など、市民、事業者、警察等と連携した防犯活動を展開します。また、犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、町会・自治会等に対する防犯灯の設置及び維持管理の支援を行うとともに、宅地開発時の開発事業者との協議による防犯灯の新規設置を促進します。

〔主な取り組み〕

- ・ 市民安全パトロールの推進
- ・ 防犯情報等の提供
- ・ 防犯灯の設置及び維持管理の支援
- ・ 宅地開発時の協議による防犯灯新規設置の促進

施策2) 自主防犯活動の促進

地域における自主防犯活動を促進するため、自主防犯パトロール隊への物資支給等の支援を行います。

〔主な取り組み〕

- ・ 自主防犯活動の支援

2-3-3 市民を守る消防体制の充実

《現状と課題》

本市における火災件数は、平成13年の227件を境に平成22年は174件と、減少傾向で推移しています。一方、平成22年の救急件数については、28,897件であり、救急需要は年々増加の傾向にあります。

こうした状況の中、火災から市民の安全を守るため、建物の防火安全対策指導の徹底や、住宅防火を引き続き推進することが必要です。

また、救急需要の増加に対応するため、医療機関との連携を図り、救命効果の高い救急体制を確保することが必要です。

さらに、大規模地震等の災害への対応として、耐震性貯水槽の計画的な整備や、地域防災体制の中核的存在を担う消防団の活性化が必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

火災や災害の発生に備えた消防体制が充実し、市民が安心して暮らせるまちが実現している状態

〔施策の方針〕

火災や災害から市民を守るため、市民の防火・防災意識の高揚や建物の安全管理体制を充実させるとともに、消防力の充実・強化を図ります。

また、市民の命を守るため、消防と医療機関との連携を強化し、救急体制の充実を図ります。

《施策の方向》

施策1) 火災予防体制の充実

火災の発生を未然に防ぎ市民生活の安全を守るため、建物の予防査察の充実や、安全管理体制の強化を図ります。また、火災原因を明らかにして、火災予防及び警防対策に役立てるため、火災原因調査体制を強化します。さらに、市民の防火意識の高揚を図るため、各種広報媒体を活用して火災予防広報を推進します。

〔主な取り組み〕

- ・ 防火安全対策の推進
- ・ 危険物施設安全対策の強化
- ・ 火災原因調査体制の強化
- ・ 防火意識の高揚と広報広聴の推進

施策2) 消防力の充実

多様化・高度化する消防業務に対応するため、消防力の整備指針にもとづく消防署所及び消防車両の適正な配置や、職員の教育訓練の充実を図ります。また、災害活動体制の強化のため、消防庁舎の耐震性確保や、消火栓や耐震性貯水槽の整備等を推進します。さらに、消防団が安定して活動を実施できるよう、地域住民が協力しやすい環境の整備を図ります。消防指令業務については、業務の効率化及びコスト削減を図るため、広域的な共同運用を進めます。

〔主な取り組み〕

- ・ 消防庁舎等の整備
- ・ 消防車両、水利の整備
- ・ 消防団の活性化
- ・ 消防救急デジタル無線の整備
- ・ 消防指令業務共同運用

施策3) 救急体制の充実

増加する救急需要に対応できる高度で効率的な救急体制を確立するため、傷病者の症状に応じた迅速な搬送、救急隊員・救急救命士の養成、救急資機材の整備及びドクターカーの運用を推進します。また、ドクターカーに同乗する医師等の指示・指導・助言により、メディカルコントロール体制^(注40)の充実を図ります。さらに、応急手当の知識と技術を有する市民を育成するため、各種救急講習会を開催するとともに、救急車の適正利用について理解を求める広報活動を充実させます。

〔主な取り組み〕

- ・ 救急業務の高度化の推進
- ・ メディカルコントロール体制の充実
- ・ 医療機関との連携による救急搬送の円滑化
- ・ 市民の命を守るための各種救急講習会の開催
- ・ 救急車の適正利用の推進

2-3-4 清潔で安心な暮らしの実現

《現状と課題》

本市では、清潔で安心な生活環境の実現を目指してネズミやハエ・蚊の駆除、空地の草刈り指導、市民トイレの設置などを進めてきましたが、暖冬等によるユスリカの通年的発生や放置された空き地の雑草対策などが依然として課題となっています。さらに、犬、ねこの糞尿及びのらねこへの餌やりや自然交配を原因とするねこの増加に対する対策が求められています。

また、生活・衛生関連施設については、公衆浴場において近年浴場数及び利用者数が減少しています。墓地や斎場においては利用者の増加により斎場火葬炉の不足等が予想されるとともに、馬込霊園周辺では交通渋滞も大きな問題となっています。

こうした状況の中、衛生環境のさらなる改善を図るため、衛生害虫の駆除や狂犬病対策の推進、動物の適正飼育及び管理について普及・啓発を図ることが必要です。

一方、生活・衛生関連施設について、市民のニーズを検証しつつ公衆浴場の確保に取り組む必要があります。また、墓地・斎場への需要増加に対応した対策を講ずることが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民、事業者、行政が一体となって衛生環境の向上に取り組むことにより、清潔で安心して住むことのできる環境が確保されている状態

〔施策の方針〕

衛生的で快適な生活環境を確保するため、市民、事業者と一体となった防疫体制の充実を図るとともに、衛生環境向上のための取り組みを推進します。

また、墓地や斎場の利用者の増加や多様なニーズに応えるため、霊園や四市複合事務組合^(注41)による斎場の整備・充実を進めます。

《施策の方向》

施策1) 生活衛生の向上

衛生的で快適な生活環境を確保するため、狂犬病対策や病虫害駆除対策、市民トイレの設置、空地の草刈り指導等を進めるとともに、市民からの要望・相談についての確に対応できる体制の整備を図ります。また、公衆浴場の利用機会の確保を図ります。さらに、人と動物の共生を目指し、犬・ねこの不妊去勢手術の普及やねこの飼い方に対するガイドラインの作成等により、動物の適正飼育及び管理の啓発と普及を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・ 狂犬病対策の推進
- ・ 公衆浴場の利用促進
- ・ 動物愛護対策の推進

施策2) 墓地・斎場の整備

墓地・斎場に対する利用者の増加や、多様化する市民ニーズに対応するため、周辺の交通渋滞を緩和する対策を講ずるとともに、霊園や四市複合事務組合による斎場の整備・充実を図ります。

〔主な取り組み〕

・霊園・斎場の整備

2-3-5 良好な住まいの整備

《現状と課題》

全国の人口が平成19年度に減少に転じ、少子・高齢化が進行、世帯人員も減少傾向を示す中、本市においても本格的な少子・高齢社会の到来を間近に控え、世帯・人口構造の変化が進んでいます。市内の住宅数は平成20年時点で27万1千戸と世帯数の1.13倍に達しており、量的には充足していますが、新耐震基準（昭和56年度施行）以前に建築されたものが28.4%存在しています。持家率は県や全国に比べてやや低く、UR賃貸住宅^(注42)や社宅等の給与住宅、民間賃貸住宅の割合が高くなっています。また、マンションの割合が高く、今後とも増加が予想されます。

こうした状況の中、住宅の適切な維持管理や耐震化、バリアフリー化など長期的に住み続けられる住宅の整備が求められています。また、市民が安全に安心して暮らせるよう、良好な居住水準の確保、住環境の整備を進める必要があります。住宅に困窮する高齢者世帯・障害者世帯等に対しては、住宅セーフティネット^(注43)の整備が求められており、公的賃貸住宅の有効活用が必要です。特に単身の高齢者等においては、民間賃貸住宅への入居拒否等、安心して住み続けられる住居の確保が困難な場合があるため、その対策や相談体制の充実が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

誰もが安心して住み続けられる住まいが整っている状態

〔施策の方針〕

長期的に住み続けられる住宅の整備を支援するとともに、住宅に困窮する世帯に対して適切な住宅の確保を図ります。

《施策の方向》

施策1) 長期的に住み続けられる住宅の整備

長期的に住み続けられる住宅の整備を図るため、戸建住宅の建築・増改築、分譲マンション等の適切な維持管理等に関する情報提供を行い、各種相談業務の充実を図るとともに、バリアフリー化の推進に向けたリフォームの支援に取り組みます。

また、市場を通じた住宅の良質化を実現するため、住宅の性能を客観的に評価することができる住宅性能表示制度や、長期優良住宅^(注44)の普及に努めます。

〔主な取り組み〕

- ・住まいに関する情報提供
- ・増改築や耐震化、マンション管理等の相談業務の充実

施策2) 住宅セーフティネットの整備

最低居住水準の住宅を市場において自力で確保することが困難な収入の世帯に住宅を供給するため、市営住宅を整備するとともに、入居基準の厳格化による適正な管理に努め、さらには計画的な改修による市営住宅の長寿命化を図ります。

また、住宅の確保が困難な高齢者・障害者・ひとり親世帯等が、円滑に賃貸借契約を結べるための民間賃貸住宅入居支援の体制づくりを目指します。

さらに、高齢者や障害者が安心して暮らせる住居確保のため、高齢者向けの住宅やバリアフリー化に関する各種制度等について、多角的な情報提供を行います。

〔主な取り組み〕

- ・市営住宅の整備及び適正な入居管理
- ・民間賃貸住宅への入居支援

施策3) 住環境の整備

周辺と調和した住環境を形成するため、中高層建築物や共同住宅の建築に際して、紛争の防止や調整を行います。また、防犯・消防活動等の円滑な遂行を支えるため、住居表示板・街区表示板等の設置を進めるとともに、地番であるため住所が分かりにくい地域に住居表示の導入を図ります。

〔主な取り組み〕

- ・建築紛争の予防・調整
- ・住居表示の整備・管理

